

## 中小企業倒産防止共済掛金の掛金月額変更（減額）のご案内

### ○掛金月額の変更（減額）

掛金月額を 5,000 円単位で月額 5,000 円まで減額できます。

#### < 締切及び適用月 >

減額は機構が申込書を受理した月から適用になります。毎月 5 日（5 日が休日の場合は翌営業日）までに機構が受理すると当月の掛金請求時（毎月 27 日）から減額後の掛金となりますが、6 日以降に受理した場合、当月の掛金請求時には減額前の掛金月額で請求され、翌月以降の掛金請求額で調整されます。



#### < 手続き方法 >

「令和 6 年能登半島地震にかかる経営セーフティ共済制度の特例措置について」に掲載している様式「中小企業倒産防止共済 掛金月額変更（減額）申込書」に必要事項をご記入のうえ、市町村の証明による被災証明書または罹災証明書の写しを添付し、中小機構（下記）に直接送付してください。

なお、提出が困難な場合は申請書等の余白または別紙に被災状況等を記入し提出してください。

（送付先） 〒105-8453

東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

独立行政法人中小企業基盤整備機構 倒産防止共済契約課